

長浜教区運営積立金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教区運営に不測の事態が生じたとき、並びに教区の将来的展望に立った重大な事業を推進するため、これらに必要な資金を確保するための措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の資金は、長浜教区運営積立金（以下「積立金」という。）といい、教区事業費から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(目的以外使用の禁止)

第3条 積立金は、この目的以外に使用することができない。

(経理)

第4条 積立金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

(積立金の使用)

第5条 積立金の一部又は全部を使用するときは、特別会計を設定し又は教区事業費の予算に計上して教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2006年4月27日）から施行する。